

法学部教育目標、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針

〔教育目標〕

法学部は、法学政治学の基礎的・原理的知識を提供するとともに、国際感覚を養い、現代社会にふさわしい総合的な知見を修得させることをその教育の目標とする。

〔教育課程編成・実施の方針〕

次に掲げることが実現されるよう教育課程を編成し実施する。

- (1) 互いの文化を尊重し、グローバルな視点のもとで法と政治、経済及び社会の問題を捉え、人々の協調する平和な社会の実現に貢献できる国際感覚あふれた人材を育成することに重きを置く。
- (2) 人間、社会及び歴史に対する深い洞察力を育む教養教育の上に、国家と社会についての制度設計や組織運営に関する基礎的及び原理的知識を教授する専門教育を積み上げる。
- (3) 高度な学術研究や高度専門職に進む共通の前提となる法学政治学に関する基礎的、基本的な知識の着実な習得に重きを置いた専門教育を実施する。
- (4) 実社会において指導者的活動を行う際に基礎になる国際的視野を開くとともに、異文化理解能力及びコミュニケーション能力を養成する。
- (5) 自らの将来計画に基づいて自由かつ自主的に勉学に勤しむ自学自習の勉学態度を身につけさせる。

〔学位授与の方針〕

1. 所定の年限在学し、教養科目及び専門科目のなかから所定の単位を修得した者に、学士の学位を与える。
2. 専門科目の単位認定にあたっては、法学政治学に関する基礎的及び基本的な知識が着実に修得されているか否かに留意する。